

第1回

宮崎県市町村合併推進審議会

会議資料

資料1	宮崎県市町村合併推進審議会運営規程（案）	1
資料2	宮崎県市町村合併推進審議会の傍聴に関する要領（案）	5
資料3	全国の市町村合併の状況	
	・市町村合併の進捗状況について	9
	・都道府県別合併の進捗状況	10
	・全国の市町村合併の状況	11
資料4	県内の市町村合併の状況	
	・宮崎県における市町村合併の取組状況について	13
	・地域別・市町村別任協・法定協の設置状況	14
	・市町村合併予定地図（平成18年3月31日）	15
資料5	合併新法及び基本指針の概要	17
資料6	合併新法に基づく今後の取組について	21
資料7	今後のスケジュール（案）	23

平成17年11月9日

宮崎県市町村合併推進審議会運営規程（案）

平成 年 月 日
宮崎県市町村合併推進審議会

（趣旨）

第 1 条 この規程は、宮崎県市町村合併推進審議会条例（平成 17 年宮崎県条例第 68 号）第 7 条の規定に基づき、宮崎県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。ただし、急を要するときは、この限りでない。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、会長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 宮崎県情報公開条例（平成 11 年宮崎県条例第 36 号）第 7 条各号に定める不開示事由に該当すると認められる情報に関し調査審議を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（会議録の作成）

第 4 条 会議を開いた場合は、次に掲げる事項について記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議事の概要

(4) その他必要な事項

2 会議録は、議事の要点を記録するものとし、会長が署名押印しなければならない。

(会議録等の公開)

第5条 第3条第1項及び第2項の規定は、会議録及び会議資料の公開について準用する。

- 2 会議、会議録又は会議資料の公開・非公開にかかわらず、会議の概要（以下「会議概要」という。）を公開するものとする。
- 3 会議録、会議資料及び会議概要の公開は、ホームページへの掲載等の方法により行う。
- 4 前項の規定により公開する会議録においては、発言者の氏名は明らかにしないものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

(参 考)

附属機関等の会議の公開に関する指針（抄）

（平成15年1月30日付け総務部長通知）

3 公開基準

会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令若しくは条例の規定により当該会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議において、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第7条各号に定める不開示事由に該当すると認められる情報に関し審議等を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合

宮崎県情報公開条例第7条各号（例示）

- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの等
- (3) 法人その他の団体に関する情報等であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位等を害するおそれがあるもの
- (4) 公にしないとの条件で任意に提供された法人等情報で、通例として公にしないこととされているもの

宮崎県市町村合併推進審議会の傍聴に関する要領（案）

平成 年 月 日
宮崎県市町村合併推進審議会

（趣旨）

第 1 条 この要領は、宮崎県市町村合併推進審議会運営規程（以下「運営規程」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、宮崎県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴人の決定）

第 2 条 傍聴人は、会長が決定する。

（傍聴人の定員）

第 3 条 傍聴人の定員（記者を除く。）は、概ね 10 人とする。

（傍聴手続）

第 4 条 傍聴を希望する者は、会議開催当日に開会予定時刻の 30 分前から、会場の受付にて会議傍聴申込書（別添様式）に住所、氏名を記載し、会長に申し込むものとする。

2 傍聴の申込みは、会議開会予定時刻の 10 分前を目処に、先着順に定員に達するまで認める。

（傍聴を認めない者）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 児童及び乳幼児は傍聴を認めないものとする。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りではない。

(傍聴人心得等の交付等)

第6条 傍聴人には、当日、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

(会長の指示)

第7条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式

会議傍聴申込書

平成 年 月 日

宮崎県市町村合併推進審議会会長 殿

本日開催される貴会議の傍聴を申し込みます。

申込番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別紙

傍 聴 人 心 得

会議の傍聴をされる方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

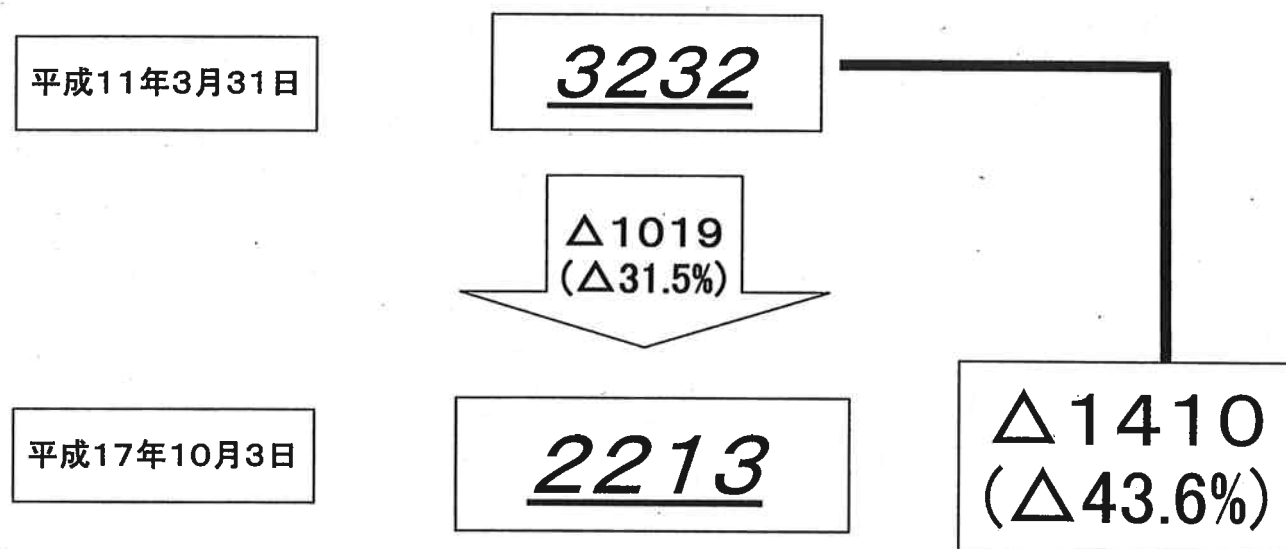
- 1 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 4 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切ること。
- 7 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 8 その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。

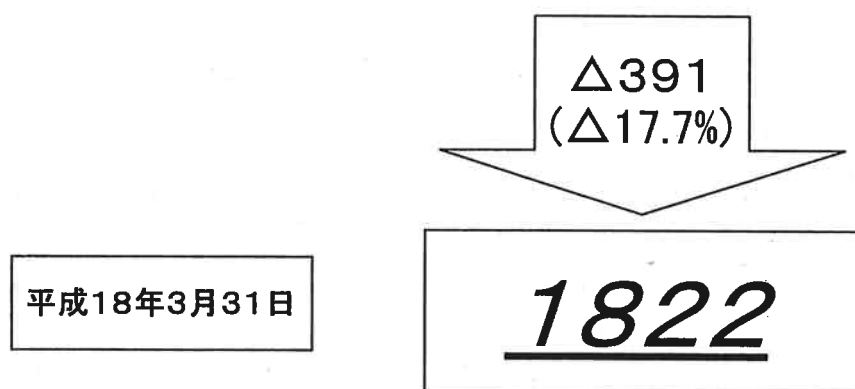
市町村合併の推進状況について

平成17年10月3日現在

1 市町村合併の実績（平成11年度～）

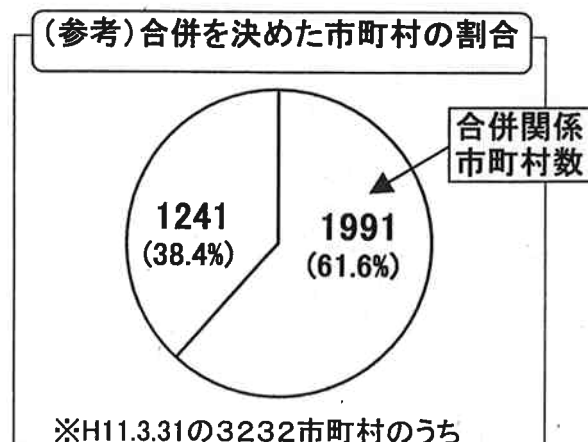


2 今後の合併予定（平成17年3月31日までの申請済み分）



3 合併件数等

	H11.4.1～ H17.10.3	H17.10.4～ H18.3.31	計
合併件数	389	192	581
合併関係市町村数	1,408	583	1,991

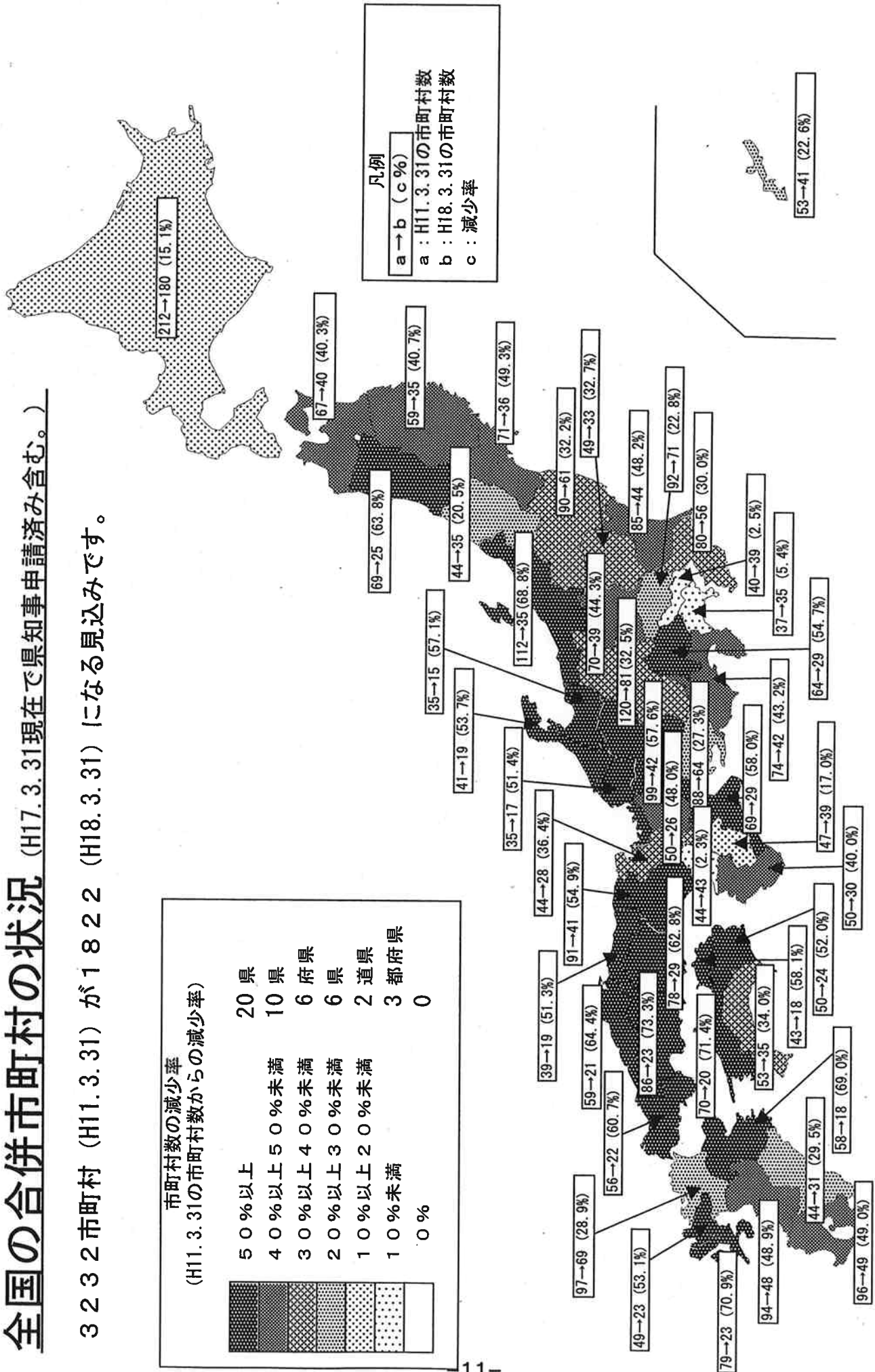
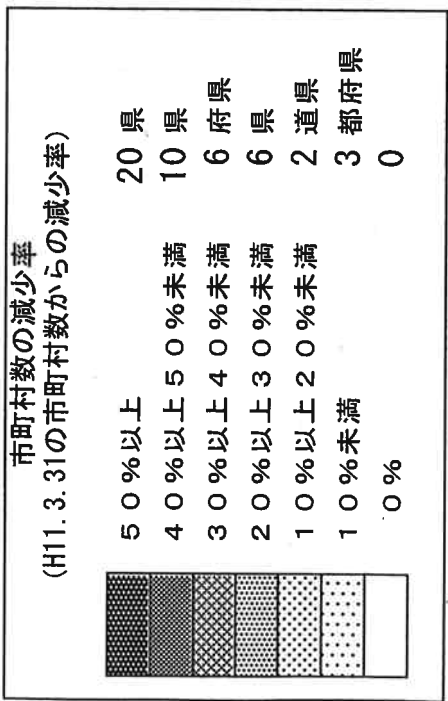


都道府県別合併の進捗状況

都道府県名	H11.3.31 市町村数				H18.3.31 市町村数				減少率	H18.3.31 1万人未 満市町村	構成比	
	内訳			村	内訳			村			順位	
	市	町	村		市	町	村		市	町		村
北海道	212	34	154	24	180	35	130	15	15.1%	112	62.2%	1
青森県	67	8	34	25	40	10	22	8	40.3%	12	30.0%	16
岩手県	59	13	30	16	35	13	16	6	40.7%	9	25.7%	21
宮城県	71	10	59	2	36	13	22	1	49.3%	4	11.1%	31
秋田県	69	9	50	10	25	13	9	3	63.8%	8	32.0%	14
山形県	44	13	27	4	35	13	19	3	20.5%	10	28.6%	17
福島県	90	10	52	28	61	12	33	16	32.2%	30	49.2%	4
茨城県	85	20	48	17	44	32	10	2	48.2%	0	0.0%	46
栃木県	49	12	35	2	33	14	19	0	32.7%	2	6.1%	38
群馬県	70	11	33	26	39	12	17	10	44.3%	10	25.6%	22
埼玉県	92	43	38	11	71	40	30	1	22.8%	3	4.2%	45
千葉県	80	31	44	5	56	36	17	3	30.0%	6	10.7%	33
東京都	40	27	5	8	39	26	5	8	2.5%	11	28.2%	18
神奈川県	37	19	17	1	35	19	15	1	5.4%	2	5.7%	39
新潟県	112	20	57	35	35	20	9	6	68.8%	8	22.9%	25
富山県	35	9	18	8	15	10	4	1	57.1%	1	6.7%	37
石川県	41	8	27	6	19	10	9	0	53.7%	1	5.3%	42
福井県	35	7	22	6	17	9	8	0	51.4%	2	11.8%	30
山梨県	64	7	37	20	29	13	9	7	54.7%	10	34.5%	11
長野県	120	17	36	67	81	19	25	37	32.5%	43	53.1%	3
岐阜県	99	14	55	30	42	21	19	2	57.6%	7	16.7%	27
静岡県	74	21	49	4	42	23	19	0	43.2%	4	9.5%	36
愛知県	88	31	47	10	64	34	27	3	27.3%	7	10.9%	32
三重県	69	13	47	9	29	14	15	0	58.0%	3	10.3%	34
滋賀県	50	7	42	1	26	13	13	0	48.0%	8	30.8%	15
京都府	44	12	31	1	28	14	13	1	36.4%	7	25.0%	23
大阪府	44	33	10	1	43	33	9	1	2.3%	2	4.7%	43
兵庫県	91	21	70	0	41	29	12	0	54.9%	0	0.0%	46
奈良県	47	10	20	17	39	12	15	12	17.0%	17	43.6%	6
和歌山県	50	7	36	7	30	8	21	1	40.0%	11	36.7%	9
鳥取県	39	4	31	4	19	4	14	1	51.3%	7	36.8%	7
島根県	59	8	41	10	21	8	12	1	64.4%	7	33.3%	12
岡山県	78	10	56	12	29	15	12	2	62.8%	5	17.2%	26
広島県	86	13	67	6	23	14	9	0	73.3%	1	4.3%	44
山口県	56	14	37	5	22	13	9	0	60.7%	6	27.3%	19
徳島県	50	4	38	8	24	8	15	1	52.0%	6	25.0%	23
香川県	43	5	38	0	18	8	10	0	58.1%	1	5.6%	40
愛媛県	70	12	44	14	20	11	9	0	71.4%	2	10.0%	35
高知県	53	9	25	19	35	11	18	6	34.0%	19	54.3%	2
福岡県	97	24	65	8	69	27	38	4	28.9%	11	15.9%	28
佐賀県	49	7	37	5	23	10	13	0	53.1%	6	26.1%	20
長崎県	79	8	70	1	23	13	10	0	70.9%	3	13.0%	29
熊本県	94	11	62	21	48	14	26	8	48.9%	16	33.3%	12
大分県	58	11	36	11	18	14	3	1	69.0%	1	5.6%	40
宮崎県	44	9	28	7	31	9	19	3	29.5%	11	35.5%	10
鹿児島県	96	14	73	9	49	17	28	4	49.0%	18	36.7%	8
沖縄県	53	10	16	27	41	11	11	19	22.6%	19	46.3%	5
	3,232	670	1,994	568	1,822	777	847	198	43.6%	489	26.8%	

全国の合併市町村の状況 (H17. 3. 31現在で県知事申請済み含む。)

3232市町村 (H11. 3. 31) が1822 (H18. 3. 31) になる見込みです。



宮崎県における市町村合併の取組状況について

平成17年11月9日
市町村合併支援室

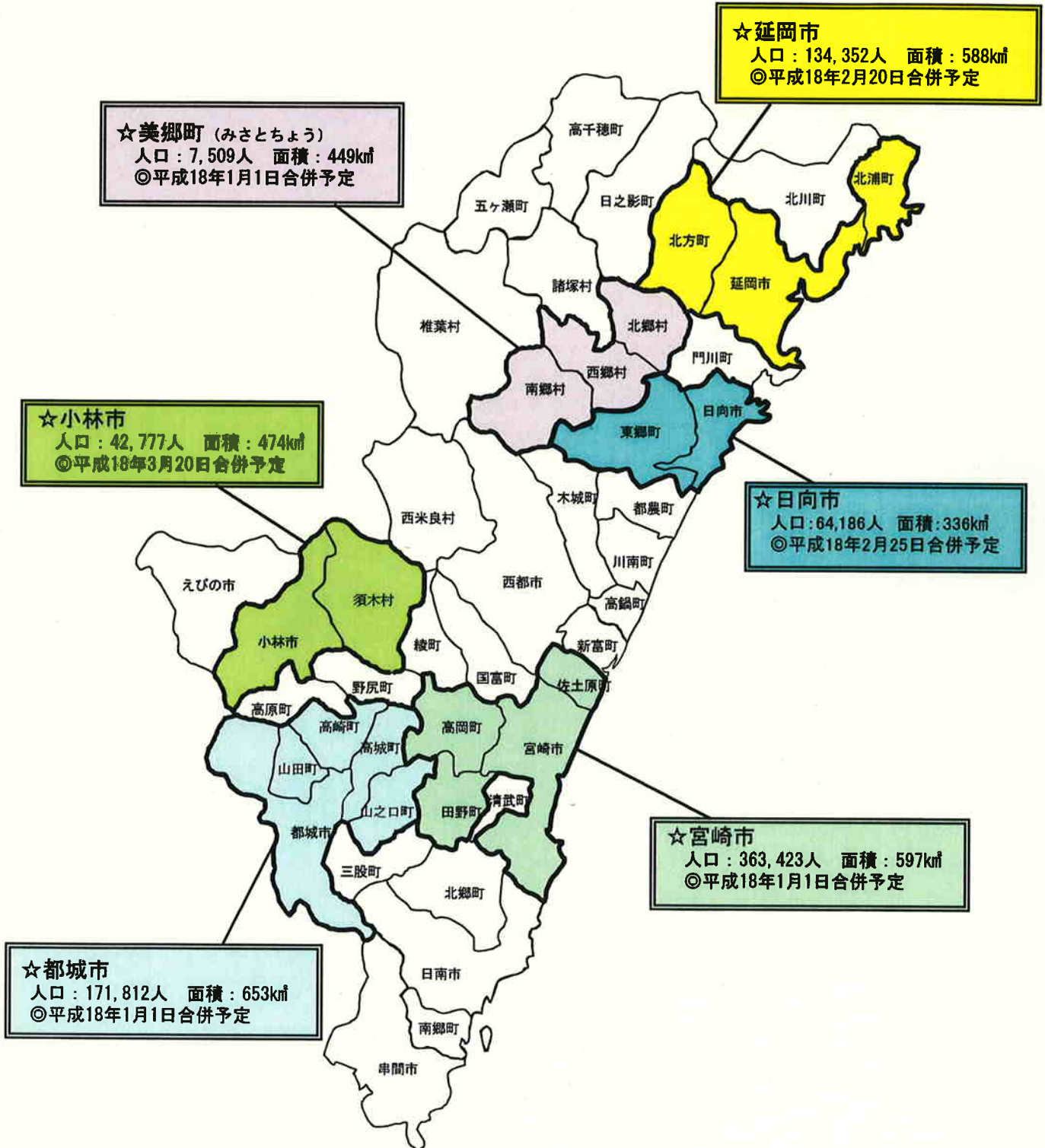
年 度	国の動向	県の取組	市町村の取組
【平成12年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○地方分権一括法施行（4月） ○「行政改革大綱」の閣議決定（12月） ※「自主的な市町村合併を積極的に推進」 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併推進要綱の策定・公表（12月） （4類型：20合併パターン） 	
【平成13年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併支援プランの策定（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併支援本部の設置（5月） ○知事から各市町村長へ合併に対する取組を要請（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○9 合併研究会に44市町村が参加
【平成14年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併支援プランの改定（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○合併重点支援地域の指定開始（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○11 任意合併協議会に40市町村が参加
【平成15年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○第27次地方制度調査会答申（11月） ※合併新法の制定 ※地域自治組織の制度化等 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村合併支援室の設置（4月） ○宮崎縣市町村合併支援プラン策定（4月） ○知事から各市町村長へ合併に対する一層の取組を要請（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○21 協議会（法定9、任意12）に43市町村が参加
【平成16年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○合併関連三法成立（5月） ○合併の見通し 平成11年3月31日 （3232市町村） ↓ 平成18年3月31日 （1822市町村） ○合併特例法失効（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回市町村合併支援本部会議（10月） ※合併支援プラン改定・合併推進の方針確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○15 法定合併協議会に31市町村が参加 ○19 市町村（新6市町）から廃置分合申請。現在の44市町村が平成18年3月までに31市町村に減少予定
【平成17年度】	<ul style="list-style-type: none"> ○合併新法施行（4月） ○合併推進のための「基本指針」策定（5/31） ○新市町村合併支援プラン決定（8/31） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回市町村合併支援本部会議開催（6月） ※合併支援プラン改定・合併新法下での合併推進の方針確認 ○「宮崎縣市町村合併推進審議会条例」公布（10月） ○宮崎縣市町村合併推進審議会設置（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○総務大臣の告示（5/26, 9/2） ○平成18年1月～3月の合併に向け、新市町設立準備中

地域別・市町村別任協・法定協の設置状況

地域名	市町村名	任意協議会	法定協議会			合併予定日
延岡・三北地域	延岡市	延岡市・北方町・北川町・北浦町任協	延岡市・北方町・北浦町合併協	延岡市・北方町・北浦町・北川町合併協	延岡市・北方町・北浦町合併協	H18.2.20
	北方町					
	北浦町					
	北川町					
西臼杵地域	高千穂町	西臼杵任協				
	日之影町					
	五ヶ瀬町					
日向・入郷地域	門川町	日向市・門川町・東郷町任協			日向市・東郷町合併協	H18.2.25
	日向市					
	東郷町					
	北郷村	東臼杵南部合併検討協議会	東臼杵南部合併協			H18.1.1
	西郷村					
	南郷村					
	諸塚村					
椎葉村						
西都・児湯地域	高鍋町	東児湯任協	東児湯合併協			
	川南町					
	都農町					
	木城町					
	新富町	※東児湯任協にもオブザーバー参加				
	西都市	一ツ瀬川流域任協				
西米良村						
宮崎・東諸県地域	佐土原町	佐土原・宮崎合併研究会	宮崎市・佐土原町合併協			H18.1.1
	宮崎市		宮崎市・佐土原町合併協			
			宮崎市・高岡町合併協			
			宮崎・清武合併協	宮崎・清武・田野合併協		
	清武町	清武町・田野町任協	宮崎・清武合併協	宮崎・清武・田野合併協		H18.1.1
	田野町		宮崎・清武・田野合併協			
			宮崎・田野合併協			
	※清武町	清武町・田野町任協	清武町・田野町合併協			
	※田野町					
	高岡町	国富町・高岡町任協	宮崎市・高岡町合併協			H18.1.1
国富町						
綾町	※国富町・高岡町任協にオブザーバー参加					
都城・北諸県地域	都城市	※北諸地域任協にオブザーバー参加	都城北諸合併協			H18.1.1
	山之口町	北諸地域任協				
	高城町					
	高崎町					
	山田町					
	三股町					
小林・えびの・西諸県地域	小林市	西諸地域任協	小林市・野尻町・須木村合併協	小林市・野尻町・須木村・高原町合併協	小林市・須木村合併協	H18.3.20
	須木村				東霧島合併協	
	野尻町					
	高原町					
	えびの市					
日南・串間・南那珂地域	日南市	南那珂地域任協			日南市・北郷町・南郷町合併協	
	北郷町					
	南郷町					
	串間市					

市町村合併予定地図(平成18年3月31日)

31市町村(9市19町3村)



※人口 : 平成12年国勢調査人口

合併新法と基本指針の概要について

1 市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）について

(1) 合併新法の有効期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間

(2) 合併新法の目的

合併新法第1条において、「地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、（中略）自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。」と規定されている。

(3) 旧合併特例法との比較

- ① 市町村の合併は自主的に行われるものであるとの立場は維持している。
- ② 合併に関する障害除去のための特例措置は存置するものの、合併特例債は廃止された。
- ③ 総務大臣の定める基本指針に基づき、都道府県が自主的な市町村の合併の推進に関する構想を作成し、市町村合併を推進する。
- ④ 知事が、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあつせん、調停を行わせることができる。
- ⑤ 知事が合併協議会設置勧告又は合併協議推進勧告により、市町村の合併を推進する。

2 基本指針の根拠

合併新法第58条において、「総務大臣は、第1条の目的を達成するため、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針（基本指針）を定めるものとする」と規定され、基本指針には次の事項を定めることとされている。

- ① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
- ② 都道府県が構想を定めるに当たりよるべき基準

3 構想の作成

合併新法第59条において、「都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村を対象に（中略）構想を定めるものとする。」と規定され、構想には次の事項を定めることとされている。

- ① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項
- ② 市町村の現況及び将来の見通し
- ③ 自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ
- ④ 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

また、都道府県は、構想を定め、または変更しようとする時には、あらかじめ自主的な市町村の合併の推進に関する審議会（市町村合併推進審議会）の意見を聴かなければならないとされている。

4 基本指針（平成17年5月31日総務省告示第648号）の概要

(1) 自主的な市町村合併の推進に関する基本的な事項

ア 市町村合併を推進する必要性

- ① 旧法下の市町村合併は成果を挙げたが、地域毎の進捗状況に差異がある。
- ② 地方分権の一層の推進、人口減少社会及び広域的行政への対応、より効果的・効率的な行財政運営の実現等の要請に対応する必要がある。



合併新法の下で、新しい視点を加えつつ、引き続き自主的な市町村の合併を推進していく必要がある。

イ 新法における市町村の合併の基本的考え方

- ① 都道府県による市町村の合併の推進
 - ・ 都道府県が自主的な市町村合併の推進に関する構想を作成
 - ・ 当該構想に基づき合併協議会設置等の勧告
 - ・ 合併協議会に係るあっせん及び調停等



自主的な市町村の合併を進める上で、都道府県は従来にも増して重要な役割

- ② 合併特例による地域自治区や合併特例区の制度の活用
- ③ 特例措置の継続
 - ・ 普通交付税措置（合併補正、合併算定替）
 - ・ 地方税の不均一課税
 - ・ 議会議員の在任に関する特例 等 ※合併特例債は廃止

ウ 政府における市町村の合併を推進するための措置

- 市町村の合併を推進するために必要な施策
 - ・ 広報・啓発、情報提供
 - ・ 相談体制の確保充実
 - ・ 市町村合併支援本部における連携措置
 - ・ 市町村の合併に係る必要な支援措置→審議会運営経費、構想作成経費を普通交付税措置

(2) 構想を定めるに当たりよるべき基準

ア 審議会の設置

- 都道府県は、新法に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会を速やかに設置し、構想作成について十分審議・検討を行うこと。

イ 構想の内容（4本の柱）

- ① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項を示すこと。

- ・ 都道府県内の市町村の望ましい姿
- ・ 自主的な市町村の合併の推進の必要性
- ・ 合併推進に当たっての都道府県の役割等

} に関する基本的考え方、方針等

- ② 自主的な市町村の合併の推進の必要性を明らかにすること。

- ・ 市町村の行政運営、財政状況の現況
- ・ 人口や高齢化の今後の見通し 等

- ③ 上記を踏まえ、おおむね次の市町村を構想対象として、その組合せを示すこと。

i 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村

ii 指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村

iii おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

→地理的条件、人口密度、経済事情、旧法下での合併を行った経緯を考慮

- ④ 都道府県において自主的な市町村の合併を進めるために必要な措置を示すこと。

合併新法に基づく今後の取組について

平成 17 年 6 月 16 日

宮崎県市町村合併支援本部

1 基本方針

市町村合併は市町村の行財政基盤を強化する有効な方策の一つであることから、合併新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を推進していく。

2 構想作成の検討

国の基本指針に基づき、本県の自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成について検討していく。

3 審議会の設置

構想作成に際し意見を聴くこととなる市町村合併推進審議会を設置することとし、関係議案を9月定例県議会に提案する。

市町村合併推進審議会においては、県内市町村の現況や将来の見通し等を十分に踏まえた上で、審議・検討を行っていく。

今後のスケジュール（案）

第 1 回審議会（平成 17 年 11 月 9 日）

- 旧法下での市町村合併の状況
- 合併新法及び基本指針の概要 等

第 2 回審議会（平成 17 年 12 月下旬）

- 自主的な市町村の合併の推進に関する構想の検討
 - ①市町村の現況及び将来の見通し

第 3 回審議会（平成 18 年 1 月） 及び

第 4 回審議会（平成 18 年 3 月）

- 自主的な市町村の合併の推進に関する構想の検討
 - ②自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項
 - ③自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ
 - ④自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置